

2024 年度会長・常任理事の選出手順について

学会規則第 11 条 2 および慣例によって、会長および常任理事の選出の管理には、現在の総務担当常任理事があたることとしております。

(1) 会長選出手順について

(「学会規則」第 10 条第 1 項、同第 11 条第 1 項) に基づいて会長選任を行います。

新理事 36 名の方が選挙権を持ちます。

被選挙権者は、

別紙「A：2024 年度・新理事会メンバー(会長選挙用) .doc)

にありますとおり、新理事 35 名および前理事 9 名（役員改選時点で連続 2 期の任期を終えた理事）となります。なお、地主敏樹先生は、学会規則第 10 条第 1 項「会長の任期は 2 年とし、通算して 2 期を超えないものとする」により、会長の被選挙権はありません。また、*の理事 3 名は有資格者ではございません。

合計 44 名のなかより投票ください。

会長選挙は、単記無記名投票にて行います。

1 回目の投票で過半数を得票した理事を会長候補者として、2022 年度春季大会の会員総会で承認を求めることとなります。

(2) 会長選出手順（決選投票）について

1 回目の投票で、投票総数の過半数を得票した理事がなかった場合、得票数上位 2 名について、2 回目の単記無記名による決選投票を行います（過去には、上位 3 名で 2 回目の投票を行っていましたが、前回から、2 回目の投票で確実に選出されるよう上位 2 名による決選投票としています）。

会長選挙（決選投票）は、上位 2 名について単記無記名投票にて行います。

2 回目の決選投票で過半数を得票した理事を会長候補者として、2022 年度春季大会の会員総会で承認を求めることとなります。

(3) 常任理事選出手順について（※後日、新会長決定後に実施）

学会規則と慣例に基づき、以下の手順にて常任理事を選出します。

学会規則第 10 条第 3 項に基づき、常任理事の定員は 10 名となっています。

新理事の 36 名（ただし、新会長は除く）による、3 名連記無記名投票により、上位 5 名を選出します。

常任理事選挙は 3 名連記無記名投票にて行います。

同点者を含むため、上位 5 名では不都合のとき上位 6 名までは投結果に基づいて選出され

ますが、上位 6 名を超える場合には抽選などにより、上位者を 6 名にとどめることとなっています。

常任理事定員 10 名の残り 5 名（または 4 名）は、新会長の指名により決定いたします。

学会規則に基づき、常任理事の選出は理事会の承認によるものとなっています。

以上